《例１》

【自主取組宣言】

　私共（事業所名を入れる）は、令和６年４月２日公布、同７月２日施行の液化石油

ガス法（以下、「液石法」という。）の改正による法律の趣旨をよく理解し、その内容

を実現するため、以下の対応に努めて参ります。

１・新たなガス供給先を獲得することを目的として次の方々に「特別(過大)な利益供与」を行うことはありません。

1. 賃貸集合住宅（マンション、アパート等）の所有者等
2. 上記住宅の賃貸、管理等を業務とされている方々
3. 上記住宅の建設を行った事業者の方々等

　　逆に上記１）～３）の方々からガス供給権を条件に「特別（過大）な利益供与」を求められた場合には一切応じないことにします。

２・現在、弊社がガス供給を行っている、若しくは今後ガス供給を行うことになる

賃貸集合住宅に入居を検討あるいは決定された方々に対し、賃貸借契約締結前に

料金情報を提供することにします。

３・ガスの料金体系を３部制にします。（実施は令和７年４月２日）

　　従来、ガス料金は（基本料金＋従量料金）×消費税で請求させていただいていましたが、令和７年４月２日以降は以下の方式に変更させていただきます。

　　（基本料金＋従量料金＋設備料金）×消費税

　　　基本料金・・・ガスの使用量に関係なく発生する料金

　　　従量料金・・・ガスの使用量に応じて発生する料金

　　　設備料金・・・器具等がガスを使用する際に用いるものの利用に応じて

　　　　　　　　　　発生する費用、ただし賃貸住宅は「０」「該当なし」と記載

令和６年　　月　　日

　　　　事業所名

　　　　代表者名